

緊急事態宣言が解除されたことに伴う町民の皆様へのお願いについて

令和2年5月15日

印南町新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 印南町長 日裏 勝己

5月14日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態措置を実施すべき区域から、本県を含む39県を解除することが決定されました。

これまで印南町では、印南町から「一人の感染者も出さない、出させない」ことを掲げ、感染拡大防止のため感染予防対策の徹底や行動等の自粛について、町民の皆様にご協力をお願いしてまいりました。皆様のご協力により、町内からの感染者はゼロ、また県内の新規感染者もほぼゼロに近づき、そのことが評価されこの度の解除に繋がったものと思います。心より感謝申し上げます。

これを受けて、和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部（和歌山県知事）から県民の皆様や事業者の皆様に、緊急事態宣言が解除されたことに伴い、改めて必要なお協力のお願いがありました。

外出や営業の自粛等について次の3つの視点（安全な生活・安全な外出、他府県等への配慮、段階的に）により見直され、これまでの不要不急の外出の自粛から、今後は自らが安全な生活や安全な外出に努めていただくとともに、大阪等の特定警戒都道府県に隣接していることもあり、そのような状況にも配慮しながら、できるところから段階的に見直すこととなりました。

このことを受け、印南町新型コロナウイルス感染症対策本部として、今後も継続的に、町民の皆様に感染予防、感染拡大防止に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

皆さま一人ひとりの行動が、ご自身はもとより、ご家族や周りの人の命を守ることになりますので、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

《町民のみなさまへ》

（生活行動）

（１）安全な生活・安全な外出を

- ・ 「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」など基本的な感染予防対策を心がけてください。
- ・ 感染リスクの高い場所を避けて、安全な場所に外出してください。
- ・ 他府県等への移動は自粛してください。
- ・ 政府から示されている新しい生活様式等も参考にしてください。

（２）密接はダメ 3密はもっとダメ

- ・ 人と人が密接な状態になることを避け、特に3密は絶対に避けてください。

（３）発熱等、体調が優れないときは

- ・ 咳や発熱などの症状がある場合は、通勤や通学等であっても、決して無理をして外出しないでください。

(4) 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等を活用

- ・勤務先に、在宅勤務、時差出勤等の制度がある場合は活用してください。

(事業者の皆様へ)

(1) 営業自粛を一部解除します

- ・営業の自粛要請の一部が、5月16日から解除されます。解除される対象施設については、和歌山県ホームページに掲載されていますのでご確認ください。
- ・解除の対象となっていない施設については、5月31日まで、営業自体の自粛にご協力をお願いします。

(2) 全業種でガイドライン等による感染予防の徹底

- ・営業を再開する業種をはじめ全ての業種で、県や各業界から示される各ガイドラインを参考に感染拡大予防の徹底をお願いします。

《※感染拡大予防ガイドライン URL》

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204243.html>

(3) 発熱等、体調が優れない従業員への対応

- ・従業員等から咳や発熱等の症状の報告があった場合は、休暇を取得させてください。

(4) 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等を活用

- ・時差出勤や在宅勤務等のテレワークの制度がある場合は、積極的な活用を推進してください。また、制度がない場合は、速やかな導入をお願いします。

(5) 小規模なイベントは、感染防止対策の徹底を

- ・小規模なイベントの開催は、感染防止対策を十分に行うようにしてください。
- ・イベントの前後などの交流の場でも感染拡大のリスクがありますので、こうした交流等を極力控えてください。

(集団生活を行っている施設)

(1) 職員の感染防止対策と健康観察

- ・職員の方は、マスクの着用、手指消毒の実施など、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、毎朝の体温測定など自らの健康をチェックして、少しでも異常があれば絶対業務に従事しないようお願いします。

(2) 食事の提供は個別で

- ・食事については、ビュッフェスタイルではなく個別の盛り付けとしてください。

(3) 発熱等の症状が出た場合は、嘱託医等に相談・連絡

- ・施設内で発熱等の症状が出た場合は、速やかに嘱託医若しくは保健所に相談してください。

(4) 面会は、施設に入らない

- ・面会については、基本的には自粛をお願いします。どうしても面会の必要がある場合は、少なくとも施設内に入らないようにして対応してください。

(県外とどう付き合うか)

(1) 他府県等には遊びに行かない

- ・旅行など他府県等への移動は自粛してください。

- ・ 他府県等から帰省や転勤された方には、2週間の自宅待機とともに、下記ダイヤルへの連絡、若しくはインターネットによる登録をお願いします。

(2) 他府県等への通勤・通学は、テレワーク等で

- ・ 県外へ通勤している方については、できる限りテレワークを活用してください。なお、勤務先において、在宅勤務や時差出勤制度の活用について理解が得られないなどお困りの方は、和歌山県商工観光労働総務課（平日 9:00～17:45）に相談してください。

(3) 他府県等からの来客の受入自粛

- ・ 町民の皆様も事業者の皆様も、他府県等からの訪問者の受入は、これまで同様、自粛をお願いします。
- ・ 多数の来客が予想される施設においては特に徹底をお願いします。

(4) 営業自粛の見直し

- ・ 営業自粛の解除・継続については、近隣府県の取組状況にも留意しています。

町民一人ひとりが今回の要請の趣旨をご理解いただき、自らの行動を見直していただくことが重要です。

特に、重症化につながりにくい若い世代については、自ら感染してもあまり自覚症状がなく、感染を拡大させる可能性があることから、家庭や事業所内においても、感染しやすい場所への出入りの自粛等を十分に周知していただきますようお願いいたします。

町民みんなで力を合わせ、「オール印南」でこの事態を乗り切りましょう。

【相談窓口連絡先】

相談先	連絡先
県庁健康推進課	【TEL】 073-441-2170 【FAX】 073-431-1800
御坊保健所	【TEL】 0738-22-3481 【FAX】 0738-23-3004
県庁帰国者・帰省者・ 転勤者連絡専用ダイヤル	【TEL】 073-441-2170 【FAX】 073-431-1800 【ネット】 https://shinsei.pref.wakayama.jp/DDmPME3L
商工観光労働総務課	【TEL】 073-441-2725 【FAX】 073-432-4409